

沖縄県都市公園における植樹に関する事務処理要綱

1 趣旨・目的

この要綱は、県民らから沖縄県都市公園に植樹の申出があった際に必要な手続き等を定めるものとする。

2 植樹の申出に対する対応

沖縄県都市公園に植樹をしようとする者（以下「植樹申出者」という。）に対し、植樹を行う公園、当該公園内において植樹を行う位置、樹木の種類、本数その他植樹に関して必要な事項について、事前に県及び指定管理者と調整した上で、所要の手続きを行わせることとする。

3 植樹を受け入れる際の手続き

植樹申出者から寄付の申出がある場合は、沖縄県公有財産規則第16条に基づき寄付受納手続きを行うものとする。

4 樹木の所有権及び維持管理

- (1) 樹木等は、樹木等の設置が完了した時点で、植樹申出者から県に所有権が移転するものとする。
- (2) 県は、植樹された樹木の維持管理については、公園内樹木と同様に指定管理者に行わせるものとする。
- (3) 県は、植樹者に対し、植樹後の活着（植樹した樹木が根付いて生長し続けること。）を確実にするため、植樹された樹木が安定するまでの間、灌水・施肥等適切に対応するよう求めるものとする。

5 植樹を受け入れる際の留意事項

- (1) 都市公園の効用を全うするために設けられるものであること。
- (2) 公序良俗に反するものでないこと。
- (3) 行政の中立性及び公平性が確保できること。
- (4) 政治的活動及び宗教的活動若しくはこれに類する活動を目的とした団体又は個人からの寄附でないこと。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）からの寄附でないこと。
- (6) 将来に多額の維持管理費を必要とするおそれがないこと。
- (7) 将来に係争又は苦情が発生するおそれがないこと。
- (8) 設置するための条件整備が必要なものについては、その場所等が確保できること。

- (9) 植樹場所及び植樹する樹木の種類については、県が認めたものであること。
- (10) 法令の制限その他の制約がないこと。
- (11) 前号に規定するもののほか、寄附に条件が付されているときは、その内容について十分確認すること。

6 樹木附属物

植樹に際し、樹木に附属して設置することができるもの（以下「樹木附属物」という。）は、次のとおりとする。

- ア 「植樹目的」、「樹木名」、「植樹者名」、「植樹年月日」を表示した基礎を有しない表示杭（材質は木材に限る。）であって、県が適当であると認める大きさで、且つ、簡素な構造であるもの
- イ 支柱、囲い等樹木の生育に必要な最低限の資材（支柱等の材質は木材に限る。）。

7 植樹等の実施及び費用負担

- (1) 樹木及び樹木附属物（以下「樹木等」という。）の設置は、原則、植樹者自身に行わせるものとする。
- (2) 樹木等の設置に係る費用は、植樹者の実費負担とする。

8 寄付受納の際の条件

天災、火災、盗伐、盗難又は上記4に規定する管理により、樹木等が枯損し、汚損し、損傷し、若しくは滅失した場合又は県が実施する事業により樹木等を撤去する必要性が生じた場合であっても、県は記念植樹者に対して何らの責任を負わないことを寄附受納の際の条件としなければならない。